

令和7年 第1回

川島桶川資源循環組合議会臨時会
管理者職務代理者提出議案

川島桶川資源循環組合

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっています。

令和7年第1回川島桶川資源循環組合議会臨時会議案一覧

議案第	1	号	専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合の休日 を定める条例ほか22条例の制定）・・・・・・・・・・	1
議案第	2	号	専決処分の承認を求めることについて（川島桶川資源循環組合指定金 融機関の指定）・・・・・・・・・・	115
議案第	3	号	専決処分の承認を求めることについて（比企広域公平委員会を共同設 置する地方公共団体への加入）・・・・・・・・・・	117
議案第	4	号	川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについて	123
議案第	5	号	川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を 定めることについて・・・・・・・・・・	125
議案第	6	号	川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例を定めることについて・・・・・・・・・・	129
議案第	7	号	川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を 定めることについて・・・・・・・・・・	131
議案第	8	号	川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについて・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・	135
議案第	9	号	川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることにつ いて・・・・・・・・・・	139
議案第	10	号	令和7年度川島桶川資源循環組合一般会計予算・・・・・・・・・・	別冊
議案第	11	号	監査委員の選任について・・・・・・・・・・	143
議案第	12	号	監査委員（議員選出）の選任について・・・・・・・・・・	145

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

川島桶川資源循環組合の休日を定める条例ほか 22 条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合の設立に伴い、川島桶川資源循環組合の休日を定める条例ほか 22 条例を緊急に制定する必要性が生じ、令和 7 年 4 月 1 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

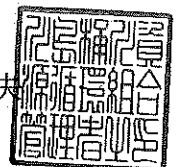
専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 川島桶川資源循環組合の休日を定める条例
- 2 川島桶川資源循環組合公告式条例
- 3 川島桶川資源循環組合監査委員に関する条例
- 4 川島桶川資源循環組合事務局設置条例
- 5 川島桶川資源循環組合情報公開条例
- 6 川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 7 川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例
- 8 川島桶川資源循環組合職員定数条例
- 9 川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 10 川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 11 川島桶川資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例
- 12 川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 13 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- 14 川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例
- 15 川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 16 川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例
- 17 川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 18 川島桶川資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 19 川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 20 川島桶川資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例
- 21 川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例
- 22 川島桶川資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 23 川島桶川資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例

令和7年4月1日

川島桶川資源循環組合管理者 飯 島 和 夫



川島桶川資源循環組合の休日を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項の規定に基づき、組合の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

(組合の休日)

第2条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第3条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合公告式条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

(1) 川島町大字下八ツ林870番地1 川島町役場前

(2) 桶川市泉一丁目3番28号 桶川市役所前

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものに、これを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものに、これを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行日)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合監査委員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査は、その都度期日を指定し、これを行う。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその期日の15日前までに、その旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(行政監査、随時監査、補助団体等の監査及び公金の収納等の監査)

第3条 前条第2項の規定は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査並びに同条第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査（管理者の要求に係るものを除く。）について準用する。

(請求又は要求による監査)

第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。

2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項の規定による監査の結果に関する報告の提出（管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法第243条の2の8第3項の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内に

これを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（例月出納検査）

第5条 法第235条の2第1項に規定する例日は、20日とする。ただし、その日が川島桶川資源循環組合の休日を定める条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第1号）第2条第1項に規定する組合の休日である場合その他やむを得ない理由のあるときは、変更することができる。

（決算、証書類等の審査）

第6条 法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付されたときは、30日以内に意見を付けて管理者に回付しなければならない。

（公表）

第7条 監査に関する公表は、川島桶川資源循環組合公告式条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第8条 この条例に規定するもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合事務局設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、川島桶川資源循環組合事務局（以下「事務局という。」）を置く。

（事務分掌）

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 議会に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算の編成及び決算の調製に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) その他庶務に関すること。
- (7) ごみ広域処理に関すること。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 公文書の公開及び公文書の任意的な公開

第1節 公文書の公開（第5条―第17条）

第2節 審査請求（第18条―第20条）

第3節 公文書の任意的な公開（第21条）

第3章 情報公開の総合的な推進（第22条―第24条）

第4章 雑則（第25条―第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、及び住民による組合行政への参加の充実を推進し、公正で開かれた組合行政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものと

して、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開及び公文書の任意的な公開

第1節 公文書の公開

(公文書の公開請求権者)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

(1) 組合を組織する川島町及び桶川市の区域内（以下「区域内」という。）

に住所を有する者

(2) 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 区域内に存する学校に在学する者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げる者 そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由

- (3) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録され

ている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただ

し、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ アに掲げる情報に準じる情報であって、公にすることが公益上必要と認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 組合の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 組合、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 組合、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになることと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

（公開文書の部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をする事ができないときは、公開請求があった日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にその全てについて公開決定等をする事により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(理由付記等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開しないとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その時期が明示できるときは、その旨を公開請求者に書面により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をする

ときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書（第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴、閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 前項の視聴又は閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 公開決定に基づき公文書の公開を受ける者は、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関が規則で定める事項を申し出なければならない。

5 前項の規定による申出は、第10条第1項の規定する通知があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（公開手数料等）

第16条 この条例に基づく公文書の公開については、手数料を徴収しない。

2 前条第2項の規定する方法のうち写しの交付により公文書の公開を受

ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（他の法令等との調整）

第 17 条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が第 15 条第 2 項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 15 条第 2 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例は、図書館その他これに類する施設において住民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

4 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は適用しない。

第 2 節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第 18 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第 19 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 7 号）第 1 条に規定する川島桶川資源循環組合行政不服及

び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会の答申に基づいて、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を却下する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3節 公文書の任意的な公開

(公文書の任意的な公開)

第21条 実施機関は、第5条の規定により公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第16条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

第3章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する組合の責務)

第22条 組合は、この条例に定める公文書の公開のほか、組合行政に関する正確で分かりやすい情報を住民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第23条 実施機関は、住民への積極的な情報の提供及び広報手段の充実に努めるとともに、組合行政に関する情報を提供する施設等を一層住民の利用しやすいものとする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、住民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非公開情報に該当する事項について審議、審査、調査等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

第4章 雑則

(公文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則等で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の規則等においては、公文書の分類、作成、保存及び破棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

第26条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第27条 管理者は、毎年度この条例による公文書の公開についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければな

らない。

（本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置）

第 8 条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第 76 条第 2 項の規定による開示請求、法第 90 条第 2 項の規定による訂正請求又は法第 98 条第 2 項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、実施機関が定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

（審査会への諮問）

第 9 条 実施機関は、法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 7 号）第 1 条に規定する川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会 条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 川島桶川資源循環組合情報公開条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第5号）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第 号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 川島桶川資源循環組合情報公開条例に基づく情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。
- (6) 川島桶川資源循環組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第6号）第9条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (7) 川島桶川資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例第50条

の規定による諮問に応じ調査審議すること。

- 2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、管理者に建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、2人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の会議は、公開しないものとする。

(意見聴取等)

第7条 審査会は、調査審議のために必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(答申等)

第 8 条 審査会は、諮問があった日の翌日から起算して 60 日以内に答申
するよう努めるものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求
人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をい
う。）に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（守秘義務）

第 9 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。そ
の職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 10 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、管
理者が別に定める。

（罰則）

第 12 条 第 9 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁
刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律
第 67 号）の施行の日の前日までの間における第 12 条の規定の適用に
ついては、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

川島桶川資源循環組合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川島桶川資源循環組合に勤務する常勤の一般職職員の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 管理者の事務部局の職員 12人

(2) 議会の職員 7人

(3) 監査委員の職員 3人

2 前項第3号までの職員の定数は、併任者（その職を保有させたまま他の職に任用された者をいう。）を含む。

3 第1項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により、休職を命ぜられている職員

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

4 前項に規定する職員が所属の事務部局に復帰する場合において、その定数に欠員がなかったときは、復帰後6月を限り引き続き当該職員を定数の範囲に含めないことができる。

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給（当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下この条から第3条までにおいて同じ。）の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し定めるものとする。

(降給の事由)

第2条 任命権者は、職員の勤務実績がよくない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降給するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面（法第49条第1項の規定による説明書）を、当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件及び裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

(失職の特例)

第6条 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとしてすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮の刑」とする。

川島桶川資源循環組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面(法第49条第1項の規定による説明書)を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、宣誓書（別記様式）を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

川島桶川資源循環組合職員の職務に専念する義務の特例に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内において、任命権者が定める。

- 5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、組合規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務

職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日設けることが困難である職員について、組合規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、組合規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち組合規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として組合規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 職務の特殊性により前項の規定により難しいときは、任命権者は、管理者の承認を得て休憩時間を別に定めることができる。

3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要がある場合において、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことが

できる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他組合規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として組合規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、組合規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6

条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判

事件が裁判所に継続している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として組合規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

第9条 任命権者は、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、組合規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、組合規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第11条第1項において「勤務日等」という。)のうち第11条第1項に規定する休日及び代休日を除

いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第10条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、組合規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休暇の種類）

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(年次有給休暇)

第 13 条 年次有給休暇は、一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で組合規則で定める日数）

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で組合規則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、川島桶川資源循環組合以外の地方公共団体の職員又は国家公務員（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他組合規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及び在職期間中における年次有給休暇の残日数を考慮し、20 日に次項の組合規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で組合規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、組合規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができ

る。

(病気休暇)

第 1 4 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、組合規則で定める日を除き、連続して 9 0 日（組合規則の規定に基づき 9 0 日となる場合を含む。）を超えることはできない。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合その他組合規則で定める場合における休暇の期間は、組合規則で定める。

(特別休暇)

第 1 5 条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認める期間

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間

(3) 出産の場合 出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間。ただし、職員から請求があつた場合において、任命権者が特に必要と認めたときは、出産予定日前の期間及び産後の期間をあわせて 1 週間の範囲内の期間を加算した期間

(4) 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同

法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠 6 月（1 月は 28 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 10 月から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間

(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(6) 生後 3 年に達しない子を育てる場合 1 日 2 回それぞれ 30 分間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは当該養子縁組里親で、児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(7) 生理日における勤務が著しく困難な場合 3 日の範囲内においてその都度必要と認める期間

- (8) 忌引の場合 別表に定める期間
- (9) 配偶者及び父母の祭日の場合 それぞれ 1 日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合 その都度必要と認める期間
- (11) 災害により次のいずれかに該当する場合 1 週間の範囲内においてその都度必要と認める期間
- ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (12) 結婚の場合 6 日の範囲内において必要と認める期間
- (13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内で必要と認める期間
- (14) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産の場合 2 日の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (15) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日の範囲内において必要と認める期間

- (16) 出生の日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして組合規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして組合規則で定める事由に伴う子の世話をを行うため、又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち組合規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する出生の日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内で必要と認める期間
- (17) 第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の組合規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 その都度必要と認める期間
- (19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、退勤途上における身体の危険を回避する場合 その都度必要と認める期間
- (20) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合 その都度必要と認める期間

(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において 5 日の範囲内で必要と認める期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、組合規則で定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(22) 夏季（6 月から 9 月までの期間をいう。）において心身の健康の維持若しくは増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年度において 7 日の範囲内で必要と認める期間

(23) 女性職員が母子保健法の規定による保健指導や健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間

(24) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認める時間

3 前項第 1 3 号から第 1 7 号まで及び第 2 3 号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

4 1 日を単位とする第 2 項第 1 3 号から第 1 7 号までの休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものと

する。

- 5 1 時間を単位として使用した第 2 項第 1 3 号から第 1 7 号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって 1 日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 8 時間

(2) 斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8 時間を超える場合にあっては、8 時間とし、1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。）

8 時間

（介護休暇）

第 1 6 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者その他組合規則で定める者（第 2 0 条第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認める期間とする。ただし、任命権者が特に必要と認めるときは、当該期間を 3 月を超えない範囲内において延長することができる。

- 3 介護休暇については、その勤務しない 1 時間につき、勤務時間 1 時間

当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第17条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

（組合休暇）

第18条 組合休暇は、職員が任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇は、一の年度につき20日を超えて与えることはできない。

4 第16条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認）

第19条 病気休暇、特別休暇（組合規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、組合規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支

援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(通勤環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(組合規則への委任)

第22条 第13条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

別表(第15条関係)

死亡した者	日数	
配偶者	10日	
1 親等の直系尊属（父母）	血族 7日	姻族 3日
同 卑属（子）	血族 5日	姻族 1日
2 親等の直系尊属（祖父母）	血族 3日	姻族 1日
同 卑族（孫）	血族 1日	
2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	血族 3日	姻族 1日
3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	血族 1日	姻族 1日

備考

- 1 死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、その往復に要する実日数を加算する。
- 3 代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、父母に準ずる。

川島桶川資源循環組合職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して組合規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 4 条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員で同条第 1 号に規定する養育里親であるものに同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 4 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳

到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休

業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第５条 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、管理者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（１）当該非常勤職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該非常勤職

員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第9条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児

童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第 4 条第 3 号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 7 条 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 8 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第 9 条 育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第 10 条 任命権者は、育児休業法第 6 条第 3 項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第 12 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 6 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 15 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 6 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該

当することとなったこと。

- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第15条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第13号。以下「勤務時間条

例」という。) 第3条第2項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において組合規則で定める時間以上勤務すること。

(2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き組合規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が組合規則で定める時間を超えないものに限る。)。

ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、組合規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第15条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第16条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第17条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 第10条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をい

う。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が当該特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 22 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(部分休業の承認の取消事由)

第 23 条 第 15 条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 補償及び福祉事業（第9条―第23条）

第3章 審査（第24条―第27条）

第4章 雑則（第28条―第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（職員）

第2条 この条例において「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外の者をいう。

（通勤）

第3条 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を

有するものを除くものとする。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（実施機関）

第4条 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

(1) 議会の議員 議長

(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 管理者

(3) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員

会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（認定委員会）

第5条 組合に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が管理者と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の委員及び監査委員 管理者が定める額
- (3) 審査会、審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が管理者と協議して定める額

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡が

なかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の管理者が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第8条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて管理者が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の管理者が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

（補償の種類）

第9条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

(7) 葬祭補償

(療養補償)

第10条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第11条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。

(1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

(2) 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

(傷病補償年金)

第12条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

(障害補償)

第13条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第14条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当

該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として管理者が定めるものに入所している場合
（遺族補償）

第16条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第17条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものと

する。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は第1項第4号に規定する障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

第18条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは消滅する。この場合において、

同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1) 死亡したとき。

(2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

(4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き前条第1項第4号の障害の状態にあるときを除く。）。

(6) 前条第1項第4号に規定する障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第19条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

(2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、

当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 配偶者

(2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの

(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては補償基礎額に400を乗じて得た額、同項第2号の場合にあつては補償基礎額に400を乗じて得た額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(年金たる補償の額の端数処理)

第20条 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

(葬祭補償)

第21条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第22条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、

法第3章（第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。

（福祉事業）

第23条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この条において「被災職員」という。）及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

（1）外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

（2）被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第3章 審査

（審査）

第24条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

（審査会）

第25条 組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第26条 第24条の規定による申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

第27条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

第28条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第29条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がないにもかかわらず、前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第30条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間については、民法(明治29年法律第89号)の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第31条 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円を超えない範囲

内で規則で定める金額を納付しなければならない。

- 2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれその支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第33条 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に継続して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第3条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、

その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第 1 級	補償基礎額に 1, 3 4 0 を乗じて得た額
第 2 級	補償基礎額に 1, 1 9 0 を乗じて得た額
第 3 級	補償基礎額に 1, 0 5 0 を乗じて得た額
第 4 級	補償基礎額に 9 2 0 を乗じて得た額
第 5 級	補償基礎額に 7 9 0 を乗じて得た額
第 6 級	補償基礎額に 6 7 0 を乗じて得た額
第 7 級	補償基礎額に 5 6 0 を乗じて得た額

- 2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 前 2 項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第 5 条の 2 の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第 4 条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

- 2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第 1 項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

- 3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額に1,000を乗じて得た額を限度として規則で定める額とする。
- 3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第19条第4項又は次条の規定の適用については、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

第6条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第19条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額に400を乗じて得た額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（同条第1項第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1) 第 19 条第 2 項第 3 号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 1
0 0 分の 1 0 0

(2) 第 19 条第 2 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時 18
歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 17 条第 1 項第 4
号に規定する障害の状態にある 3 親等内の親族 1 0 0 分の 1 7 5

(3) 第 19 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる者 1 0 0 分の
2 5 0

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第 7 条 当分の間、公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父
母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入に
よつて生計を維持し、かつ、55 歳以上 60 歳未満であつたもの（第 1
7 条第 1 項第 4 号に規定する者であつて第 18 条第 1 項第 6 号に該当す
るに至らないものを除く。）は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、
遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第
17 条第 3 項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは
「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第 7 条第 1 項の規定に
基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、
60 歳に達しないものを除く。）」と、第 18 条第 2 項中「前項各号の」
とあるのは「前項第 1 号から第 4 号までの」とする。

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第 17 条第
1 項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつ
ては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養
父母を先にし、実父母を後にする。

3 第 1 項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が 60 歳
に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第 5 条の規
定の適用を妨げるものではない。

（他の法令による給付との調整）

第 8 条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第 20 条を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった	0.88

	障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	０．８８
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 7 3
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 3
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 8
	旧船員保険法による障害年金	0 . 7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 7 4
	旧国民年金法による障害年金	0 . 8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0 . 8 0
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 4
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死	0 . 8 8

	亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９０

- ２ 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を３６５で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８８
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による	０．８８

障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	０．７５
旧厚生年金保険法による障害年金	０．７５
旧国民年金法による障害年金	０．８９

別表第１（第１２条関係）

種別	等級	倍数
傷病補償年金	第１級	３１３
	第２級	２７７
	第３級	２４５

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則(昭和４２年自治省令第２７号)の別表第２の例による。

別表第２（第１３条関係）

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第１級	３１３
	第２級	２７７
	第３級	２４５
	第４級	２１３
	第５級	１８４
	第６級	１５６
	第７級	１３１
障害補償一時金	第８級	５０３
	第９級	３９１
	第１０級	３０２
	第１１級	２２３

	第 1 2 級	1 5 6
	第 1 3 級	1 0 1
	第 1 4 級	5 6

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第 2 9 条第 2 項に規定するところによる。

川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の公務上の災害（負傷し、若しくは疾病にかかり障害が残った場合又は死亡した場合をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対し、公務災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関して必要な事項を定め、もって職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員
- (2) 川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第15号）第2条に規定する職員
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者

2 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

- 3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 療養見舞金

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、当該職員の遺族に対し支給する。

- 2 死亡見舞金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 死亡見舞金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、これら

の者は、そのうちの1人を代表者とし、死亡見舞金の受領者として、管理者に届け出なければならない。

5 死亡見舞金の額は、1, 500万円とする。

(障害見舞金)

第5条 障害見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治癒したとき、別表第1に定める程度の身体障害が存する場合に当該職員に対し支給する。

2 障害見舞金の額は、別表第1の左欄に定める障害等級の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

3 別表第1に定める程度の身体障害が2以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

(療養見舞金)

第6条 療養見舞金は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、別表第2に定める療養期間に該当する場合に当該職員に対して支給する。

2 療養見舞金の額は、別表第2の左欄に定める療養期間の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(認定)

第7条 公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による障害の程度の認定は、第2条第1項各号に掲げる法律又は条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。

2 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による別表第2に定める療養期間の認定は、医師の診断書に基づいて管理者が行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 見舞金の支給は、前条の規定により認定した場合は、支給を受け

るべき遺族又は当該職員の請求を待たずに行うものとする。

（見舞金の支給制限）

第 9 条 見舞金の支給制限については、法第 30 条及び第 39 条の規定を準用する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

障害等級	支給額
第 1 級	12,000,000 円
第 2 級	10,500,000 円
第 3 級	9,000,000 円
第 4 級	7,500,000 円
第 5 級	6,750,000 円
第 6 級	6,000,000 円
第 7 級	4,500,000 円
第 8 級	3,750,000 円
第 9 級	3,000,000 円
第 10 級	2,250,000 円
第 11 級	1,500,000 円
第 12 級	1,200,000 円
第 13 級	750,000 円
第 14 級	530,000 円

備考 この表に定める障害等級に該当する身体障害は、地方公務員災害

補償法施行規則（昭和 4 2 年自治省令第 2 7 号）別表第 3 に規定する
ところによる。

別表第 2 （第 6 条関係）

療養期間	支給額
6 箇月以上	1 0 0 , 0 0 0 円
4 箇月以上 6 箇月未満	7 0 , 0 0 0 円
3 箇月以上 4 箇月未満	5 0 , 0 0 0 円
2 箇月以上 3 箇月未満	3 0 , 0 0 0 円
1 箇月以上 2 箇月未満	2 0 , 0 0 0 円
1 週間以上 1 箇月未満	1 0 , 0 0 0 円

川島桶川資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、川島桶川資源循環組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員等の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 26,400円
- (2) 副議長 月額 23,200円
- (3) 議員 月額 22,000円

第3条 議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議員等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法は、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第19号）の適用を受ける管理者及び副管理者の例による。

(期末手当)

第4条 議員等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」

という。)に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した日現在）において議員等が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例の適用を受ける管理者及び副管理者の例による。

（費用弁償）

第5条 議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額 現に支払った旅客運賃

(2) 宿泊料及び食卓料の額 別表に定める額を上限とした実費額

- 3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法は、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		費用弁償額
1	宿泊料（1夜につき）	15,000円
2	食卓料（1夜につき）	2,600円

川島桶川資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（管理者、副管理者及び議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の始期)

第3条 新たに特別職の職員となった者には、その日から報酬を支給する。ただし、報酬が日額の者には勤務日数に応じて支給する。

(報酬の終期)

第4条 特別職の職員が任期満了、辞職、死亡又はその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

2 前条及び前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日額のものは、当月分を翌月の末日（当該日が休日（川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第13号）第10条に規定する休日をいう。以下同じ。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただ

し、必要に応じてその都度支給することができる。

(2) 月額のもの、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 19 号）の適用を受ける管理者及び副管理者の例により支給する。

（日額報酬の支給の特例）

第 6 条 管理者、副管理者、議会の議員及び職員が、別表において定める特別職の職員で、報酬の種類が日額のことを兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

（費用弁償）

第 7 条 特別職の職員が会議に出席したとき又は公務に従事したときは、費用弁償を、公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償及び旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、旅費の支給方法は、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 21 号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 7 条関係）

区分		報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費の額
監査委員	代表委員	月額	12,000	2,600	川島桶川資源 循環組合管理
	委員	月額	7,000		

行政不服及び情報公開・ 個人情報保護審査会委員	日額	19,600	2,600	者及び副管理 者の報酬及び 費用弁償等に 関する条例第 11条の規定 を準用する。
非常勤の職員の公務災害 補償等認定委員会委員	日額	6,000	2,600	
非常勤の職員の公務災害 補償等審査会委員	日額	6,000	2,600	

川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 管理者等の報酬は、次のとおりとする。

(1) 管理者 月額 30,000円

(2) 副管理者 月額 26,400円

第3条 新たに管理者等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 管理者等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第4条 管理者等の報酬の支給日は、その月の末日とする。ただし、その日が休日（川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第13号）第10条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、報酬の支給日後において新たに管理者等となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に報酬を支給することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由がある場合は、管理者は、報

酬の支給日について別の定めをすることができる。

第5条 報酬の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(期末手当)

第6条 管理者等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。））、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。以下同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に在職する管理者等に期末手当を支給すべき日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの

間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第8条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時

差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第9条 管理者等の期末手当の支給日は、別表第1の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第 10 条 期末手当の額を算出する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第 11 条 管理者等が公務のため旅行したときは、旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料を支給する。

2 前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、現に支払った旅客運賃とし、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 に定める額を上限とした実費額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合同条例第 21 号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日の前日までの間における第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表第 1（第 9 条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 15 日
12 月 1 日	12 月 15 日

別表第 2（第 11 条関係）

区分		費用弁償額
1	宿泊料（1夜につき）	15,000円
2	食卓料（1夜につき）	2,600円

川島桶川資源循環組合証人等の実費弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、川島桶川資源循環組合の機関の請求により出頭、参加又は出席した者に実費弁償を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により出頭した関係人
- (2) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人
- (3) 法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者
- (5) 川島桶川資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第15号）第28条第1項の規定により出頭した関係人
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に行政上の必要により組合の機関の要求に応じて出頭した者

(実費弁償の額及び支給方法)

第3条 実費弁償の額のうち、日当の額は2,600円とし、その他旅費の額は川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第21号。以下「旅費条例」という。）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

2 実費弁償は、出頭、参加又は出席したときに支給する。

3 前2項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、旅費条例の適用

を受ける職員の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職に属する職員をいう（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行（組合を組織する市町の区域内を除く。以下この号において同じ。）し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (3) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張を命ぜられた場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による者が、出張中又は出張後に死亡した場合には、その遺族に対し当該職員の旅費を支給する。
- 3 職員以外の者が、組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 4 第1項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）を取り消され、

若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支給した金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は出張依頼を行う者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 前項の出張命令等は、出張票又は出張依頼書により行うものとする。

（旅費の種類）

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

4 航空賃は、航空旅行（本州を除く。）について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求)

第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求票に必要な書類を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃（以下この項において「運賃」という。）並びに次に規定する急行料金及び座席指定料金による。

(1) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張の場合には、運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第2号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第11条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、ハイヤー、タクシー等については、他の交通機関の路線がない場合に限り、実費額

により支給する。

(宿泊料)

第 1 2 条 宿泊料の額は、別表に定める額を上限とした実費額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第 1 3 条 食卓料の額は、別表に定める額を上限とした実費額による。

- 2 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに、別に食費を要する場合に限り、支給する。

(特別職の職員に随行した場合の旅費)

第 1 4 条 職員等が、特別職に属する職員に随行した場合には、特別職に属する職員と同一の旅費を支給する。

(職員以外の者の旅費)

第 1 5 条 職員以外の者について、第 3 条第 3 項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員に支給する額に相当する額を職員の例により支給する。

(旅費の調整)

第 1 6 条 出張命令権者は、出張をした職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 出張命令権者は、職員等がこの条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、規則で定めるところにより旅費を支給することができる。

(委任)

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 2 条、第 1 3 条関係）

宿泊料（1 夜につき）	食卓料（1 夜につき）
1 3 , 0 0 0 円	2 , 2 0 0 円

川島桶川資源循環組合長期継続契約を締結することができる契約
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することのできる契約について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
- (2) 施設の運転管理業務委託に関する委託契約
- (3) ソフトウェアの使用許諾を伴う業務契約
- (4) 事務機器及び電子計算システムの賃貸借契約
- (5) 公用車の賃貸借契約
- (6) 建物施設の賃貸借契約
- (7) 賃貸借契約に付随する維持管理業務に関する委託契約

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川島桶川資源循環組合行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出書類等の写し等の交付を受ける者が法の規定に基づき納付する手数料の額その他当該手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第2条 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、この条例に定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第3条 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

第4条 第2条及び前条第1項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第2条中「第38条第1項」とあるのは、「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。

2 第2条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において

準用する法第 78 条第 1 項」と、前条第 1 項中「審理員（法第 11 条第 2 項に規定する審理員をいう。）」とあるのは「川島桶川資源循環組合 行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

（手数料の還付）

第 5 条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第 7 条 詐欺その他の不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	(1) 白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	(2) カラー	用紙 1 枚につき 20 円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	(1) 白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	(2) カラー	用紙 1 枚につき 20 円
備考		
1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番又は B 列 5 番とする。		
2 日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙に複写され、又は出力された用紙については、A 列 3 番による用紙を用いた場合に要す		

る用紙の枚数に換算して手数料の額を算定する。

3 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

4 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円として手数料の額を算定する。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

川島桶川資源循環組合の金融機関の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合の設立に伴い、地方自治法第 235 条の規定により、金融機関を指定する必要が生じ、令和 7 年 4 月 1 日に専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、川島桶川資源循環組合の金融機関を指定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

1 指定金融機関の名称及び所在地

(1) 名称

埼玉りそな銀行

(2) 所在地

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

令和7年4月1日

川島桶川資源循環組合

管理者 飯 島 和 夫



議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和7年4月1日から比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年4月30日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合の設立に伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定により、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体へ加入する必要性が生じ、令和7年4月1日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和7年4月1日から、別紙の規約により、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

比企広域公平委員会共同設置規約（別紙）

令和7年4月1日

川島桶川資源循環組合

管理者 飯 島 和 夫



別紙

比企広域公平委員会共同設置規約

(共同設置)

第1条 次に掲げる市町村及び一部事務組合(以下「関係市町村等」という。)は、共同して公平委員会を設置する。

東松山市

滑川町

嵐山町

小川町

川島町

吉見町

ときがわ町

東秩父村

小川地区衛生組合

川島桶川資源循環組合

比企広域市町村圏組合

(名称)

第2条 この公平委員会は、比企広域公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

(公平委員会の執務場所)

第3条 公平委員会の執務場所は、埼玉県東松山市大字上野本1300番地1の比企広域市町村圏組合事務局内とする。

(公平委員会の委員の選任方法)

第4条 公平委員会の委員は、関係市町村等の長及び管理者(以下「関係市町村の長等」という。)が協議により定めた委員の候補者について、比企広域市町村圏組合管理者が、

比企広域市町村圏組合議会の同意を得て選任するものとする。

- 2 前項の規定により、比企広域市町村圏組合管理者が比企広域市町村圏組合議会の同意を得る場合においては、議案書に候補者の経歴を示す書類を添付するものとする。
- 3 第1項の規定による比企広域市町村圏組合議会の同意が得られないときは、関係市町村の長等は、再び協議により、同意を得られなかった候補者に代わる候補者を定め、前2項の例により公平委員会の委員を選任するものとする。
- 4 公平委員会の委員に欠員を生じたときは、比企広域市町村圏組合管理者は、14日以内にその旨を関係市町村の長等に通知するとともに、前3項の例により当該委員会の委員を選任するものとする。

(公平委員会の事務を補助する比企広域市町村圏組合の職員)

第5条 公平委員会の事務を補助する比企広域市町村圏組合の職員の定数は、関係市町村の長等が協議して定めるものとする。

(負担金)

第6条 公平委員会に関する関係市町村等の負担金の額は、関係市町村の長等がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を比企広域市町村圏組合に納入しなければならない。

- 3 前項の負担金の納入の時期については、関係市町村等がその協議により定める。

(公平委員会に関する比企広域市町村圏組合の予算)

第7条 公平委員会に関する比企広域市町村圏組合の予算は、これを特別会計とする。

(公平委員会に関する比企広域市町村圏組合の予算及び決算の報告等)

第8条 比企広域市町村圏組合管理者は、公平委員会に関する予算及び決算の議案を比企広域市町村圏組合議会に提出するときは、関係市町村の長等と調整するものとする。

- 2 比企広域市町村圏組合管理者は、公平委員会に関する予算及び決算の議案を比企広域市町村圏組合議会に提出し、議決又は認定されたときは、当該予算及び決算を関係市町村の長等に報告しなければならない。

(公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第9条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町村の長等は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(公平委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法)

第10条 比企広域市町村圏組合は、公平委員会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ関係市町村等と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、比企広域市町村圏組合が制定し、又は改廃したときは、関係市町村の長等は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(公平委員会の委員の退職)

第11条 比企広域市町村圏組合管理者は、公平委員会の委員の退職を承認する場合においては、あらかじめ関係市町村の長等と協議しなければならない。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、公平委員会の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町村の長等が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に比企広域市町村圏組合公平委員会の委員の職にある者は、それぞれの任期までの間、この規約の規定により選任された公平委員会の委員とみなす。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

川島桶川資源循環組合議会定例会条例を定めることについて

川島桶川資源循環組合議会定例会条例を別紙のとおり定める。

令和7年4月30日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合の設置に伴い、本組合における議会の定例会に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合議会定例会条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０２条第２項の規定による
川島桶川資源循環組合議会の定例会の回数は、毎年２回とする。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 本則の規定にかかわらず、令和７年の定例会については、これによらないことができる。

議案第 5 号

川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることに
ついて

川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の研修の状況
- (8) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (9) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年7月末までに、管理者に対し、前年度におけ

る業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年11月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、川島桶川資源循環組合公告式条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を定めることについて

川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川島桶川資源循環組合が行う契約及び財産の取得又は処分のうち、議会の議決に付すべきものに関して、定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を定めることに
ついて

川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 7 条第 2 項の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）が行う財産の交換、譲与、無償貸付等に関して、定めるものとする。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の5分の1を超えるときは、この限りでない。

(1) 組合において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その負担した費用の額の範囲内において、当該国又は他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃

止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業若しくは公益上必要があると認められる事業の用に供するとき。

- (2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤

去により物品となるものを、寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を定めることについて

川島桶川資源循環組合財政調整基金条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 4 条の 3 及び第 7 条に規定する年度間における財源の調整を行うことについて必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合財政調整基金条例

(設置)

第1条 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）

第4条の3及び第7条に規定する年度間における財源の調整を行い、組合財政の健全な運営に資するため、川島桶川資源循環組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第4条の3第1項の規定に基づく積立てにあつては、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 法第7条第1項の規定に基づく決算剰余金の積立てにあつては、当該剰余金の2分の1を下らない額

(運用)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、全て一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかの場合に限り、これを処分すること

ができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための財源に充てるとき。
- (5) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を定めることについて

川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 3 0 日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものである。

川島桶川資源循環組合財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関して、定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年7月1日及び12月1日にこれを行うものとする。

2 天災その他やむを得ない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は別にその期日を定め同時にその理由を公表するものとする。

3 前項の期日は、少なくとも事故のやんだときから1月以内にこれをなさなければならない。

(公表事項)

第3条 前条第1項の規定により7月1日に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 予算に対する収入及び支出の概況

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月1日に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、川島桶川資源循環組合公告式条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場

への掲示その他管理者が必要と認める方法により行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

監査委員の選任について

川島桶川資源循環組合監査委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 榎本 幸雄

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和7年4月30日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合監査委員を選任することについて、川島桶川資源循環組合規約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を得るため、この案を提出するものである。

議案第12号

監査委員（議員選出）の選任について

川島桶川資源循環組合監査委員（議員選出）に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 菊地 敏昭

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和7年4月30日提出

川島桶川資源循環組合管理者職務代理者

川島桶川資源循環組合副管理者 小 野 克 典

提 案 理 由

川島桶川資源循環組合監査委員（議員選出）を選任することについて、川島桶川資源循環組合規約第13条第2項の規定に基づき議会の同意を得るため、この案を提出するものである。

